

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月27日
【会社名】	株式会社山田再生系債権回収総合事務所 (旧会社名 株式会社山田債権回収管理総合事務所)
【英訳名】	YAMADA SERVICER SYNTHETIC OFFICE (旧英訳名 YAMADA SERVICER SYNTHETIC OFFICE CO.,LTD)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山田 晃久
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番15号 横浜STビル18階
【縦覧に供する場所】	株式会社山田再生系債権回収総合事務所東京支店 (東京都千代田区丸の内一丁目8番1号丸の内トラストタワーN館18階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注) 1. 上記の東京支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。
2. 2025年3月28日開催の第44回定時株主総会の決議により、2025年3月31日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

1【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長山田晃久は、当社の第45期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。